

「定額減税しきれないと見込まれる」方へ 小金井市定額減税補足給付金（調整給付）のご案内

物価高への支援の一環として、納税義務者本人とその扶養親族1人につき、令和6年分所得税から3万円、令和6年度個人住民税所得割額から1万円の「定額減税」が行われます。

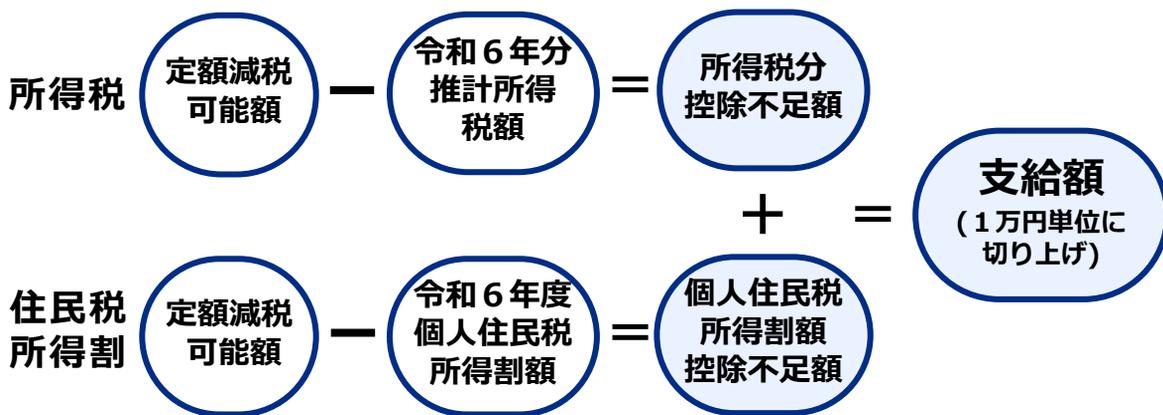
定額減税可能額が減税前税額を上回り、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税補足給付金（調整給付）を給付します。

支給対象者

右のすべてに
当てはまる方

- ・所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方が課税されており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方
- ・定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」又は「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る方
- ・合計所得金額が1,805万円以下の方

調整給付金 支給額



※「定額減税可能額」については裏面Q A参照

支給のお知らせが届いたとき

- ・基本的に手続は不要です。
- ・「支給のお知らせ」に支給予定額、振込予定日、振込先口座「マイナポータルに既に登録された公金受取口座」を記載しています。振込口座の変更や給付金を辞退する場合は手続が必要です。

支給予定日

令和6年
8月下旬

支給 手続方法

確認書が届いたとき

- ・「確認書」に必要事項を記入し、口座確認書類の写し及び対象者本人確認書類の写しなどを同封のうえ、返送をお願いします。



確認書返送 申請期限

令和6年
10月15日(火)

- ※同日消印有効
- ※期限を過ぎても提出がない場合は給付金を辞退したものとみなします。
- ※期限後の受付はできません。

支給予定日

不備のない書類を市が受理した日から
おおむね30日後に口座振込

「よくあるご質問」や「お問合せ先」については裏面をご覧ください。

Q. 定額減税補足給付金（調整給付）の支給元の自治体はどのように決まるか。

A. この給付金は、令和6年度個人住民税が課税される市区町村から給付されます。

Q. 定額減税とはどのような制度か。

A. 納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年度分の所得税3万円、個人住民税1万円を減税する制度です。

Q. 定額減税可能額とは何か。

A. 定額減税可能額の計算式

- ・所得税分 = 3万円 × (本人 + 扶養親族数)
- ・住民税所得割分 = 1万円 × (本人 + 扶養親族数)

【例】配偶者含め3人扶養している場合の定額減税可能額は以下のとおり

- ・所得税分 = 3万円 × (1 + 3) = 12万円
- ・住民税所得割分 = 1万円 × (1 + 3) = 4万円

Q. 令和6年分推計所得税額とは何か。

A. 事務処理基準日（令和6年6月3日）時点で入手可能な令和5年中の所得等をもとに算出した所得税額のことです。（復興特別所得税は含まれておりません。）

Q. 事務処理基準日とは何か。

A. 調整給付額算定の事務処理（課税情報の抽出など）を進める目安となる日のことで、令和6年6月3日を事務処理基準日としています。

Q. 修正申告等による住民税の税額変更や令和6年分所得税額の判明などにより、給付金額に不足が生じた場合はどうなるのか。

A. 令和7年以降に追加給付予定です。

Q. この給付金は課税対象か。また、差し押さえの対象となるのか。

A. 給付金の収入は非課税です。また、差し押さえの対象ではありません。

よくある
ご質問

お問合せ先 小金井市定額減税補足給付金（調整給付）担当

【コールセンター】

TEL: 050-2030-5333

FAX: 042-316-1222（聴覚障がいのある方など）

【相談・受付窓口】

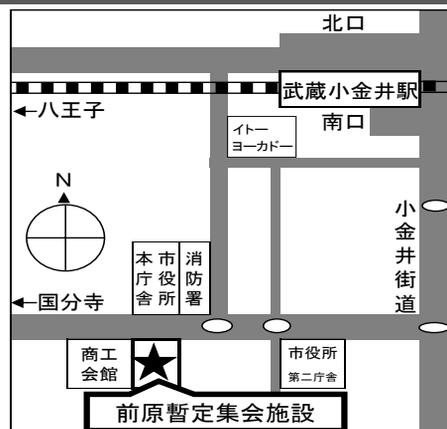
小金井市前原暫定集会施設1階

（小金井市前原町3-33-27）

【受付時間】

相談・受付窓口、コールセンターともに

平日午前9時から午後5時まで



定額減税補足給付金（調整給付）の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。